

インベスコ マンスリー・インカム・ファンド

追加型投信／海外／債券

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、基準価額等は、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ

<https://www.invesco.com/jp/ja/>

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	海外	債券

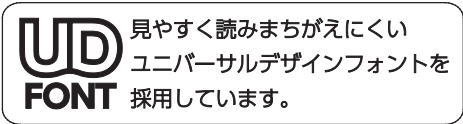
属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※
債券（社債 (低格付債)）	年12回 (毎月)	北米・ エマージング	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でご覧いただけます。

委託会社の情報

委託会社名	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1990年11月15日
資本金	4,000百万円（2026年5月末現在）
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	11兆6,125億円（2026年5月末現在）

■本書により行う、インベスコ マンスリー・インカム・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月6日に関東財務局長に提出しており、2026年8月7日にその届出の効力が生じております。	■ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。
■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。	■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
	■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的

米ドル建てのハイ・イールド社債（高利回り社債）および米ドル建て新興国公社債（エマージング・カントリー公社債）を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1 主として、米ドル建てハイ・イールド社債（高利回り社債）および米ドル建て新興国公社債（エマージング・カントリー公社債）へ投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。
- 2 業種分析による分散投資とクレジット・リスク（信用リスク）分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。
- 3 インベスコ・アドバイザーズ・インク（米国、アトランタ）に運用指図にかかる権限を委託します。
- 4 原則として毎月、収益分配方針に基づき分配を行います。
原則として毎月10日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
- 5 為替ヘッジは原則として行いません。
原則として、為替ヘッジを行いません。そのため、為替が円安方向に振れた場合、ファンドの基準価額の上昇要因となり、逆に、円高方向に振れた場合、基準価額の下落要因となります。

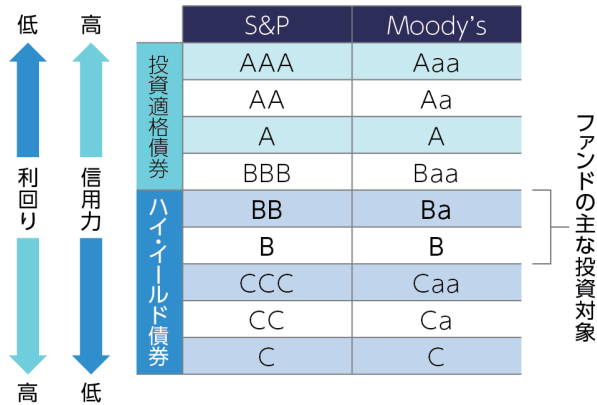
ファンドの投資対象

- 米ドル建てのハイ・イールド社債および米ドル建て新興国公社債を主要投資対象とします。また、米ドル建て転換社債および優先株式も投資対象とします。

■ハイ・イールド社債(高利回り社債)とは

BB(Ba) 格以下のハイ・イールド債券と呼ばれる社債に投資します。一般的に、ハイ・イールド債券は信用力が低いため、その分利回りが相対的に高くなります。

信用格付と信用力・利回りの関係について



■新興国公社債(エマージング・カントリー公社債)とは

エマージング・カントリー公社債とも呼ばれ、一般に新興成長国、エマージング諸国等と認識される国・地域や、その現地企業等が発行する国債、政府機関債、社債等のことです。一般的にこれらの国々の公社債は、先進国の公社債と比較して利回りが高くなります。

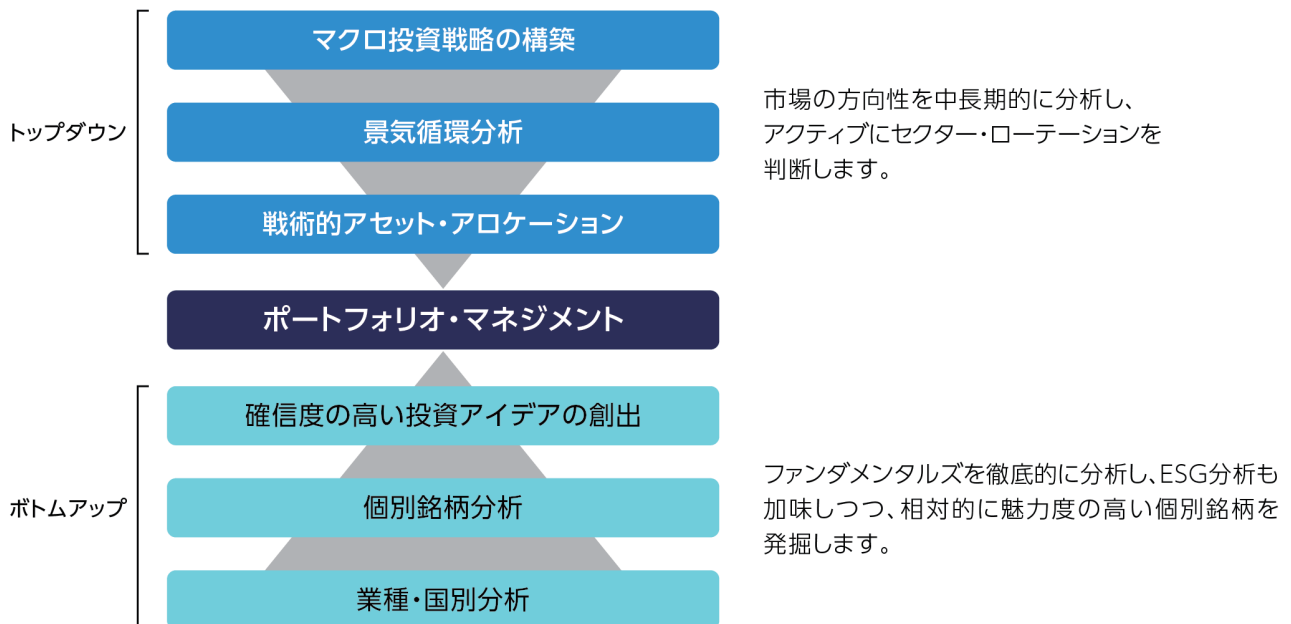
ファンドが投資対象とする新興国の例

中南米・カリブ諸国	アジア	欧州・中東・アフリカ
●アルゼンチン ●メキシコ ●ブラジル ●パナマ ●チリ ●ペルー ●コロンビア	●フィリピン ●マレーシア ●中国 ●インドネシア	●ポーランド ●エジプト ●トルコ ●南アフリカ
他	他	他

* 但し、上記以外の新興国の公社債に投資する場合があります。

ファンドの運用プロセス

- トップダウンとボトムアップを融合し、ポートフォリオを構築します。
- リスク管理とパフォーマンスの要因を、多面的にモニタリングします。



* ファンドの運用プロセス等は、2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

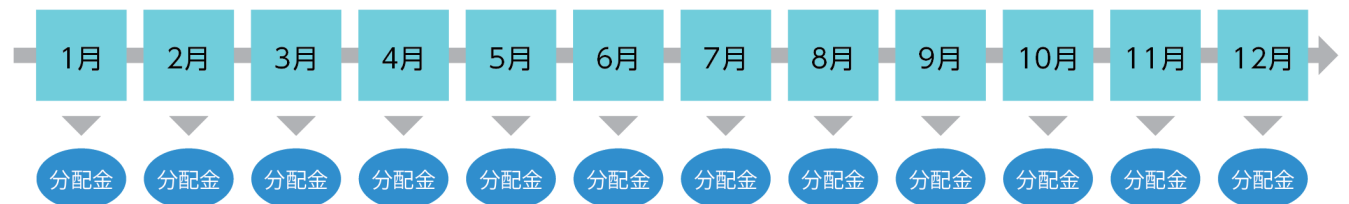
* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

主な投資制限

株式への投資割合※ ¹	投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ※¹ 株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債※²の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。 ※² 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
同一銘柄の株式への投資割合	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
投資信託証券への投資割合	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。

分配方針

- 毎月10日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

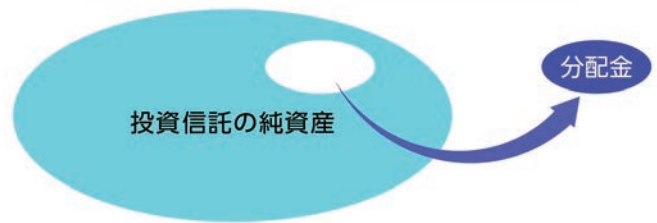


* 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

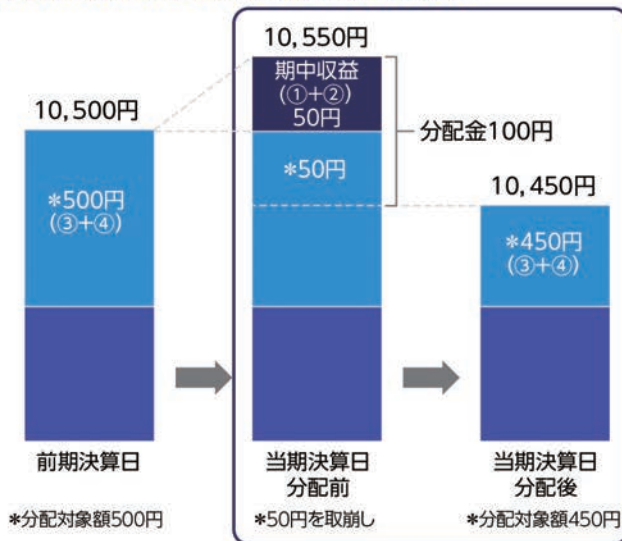
投資信託で分配金が支払われるイメージ



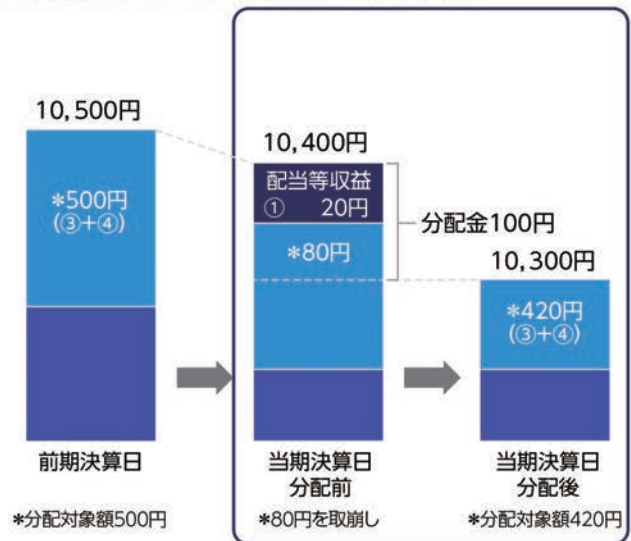
■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

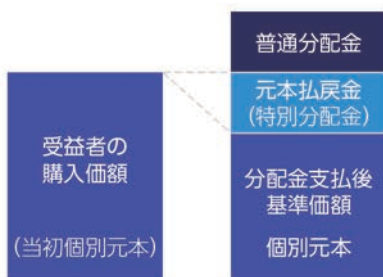


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

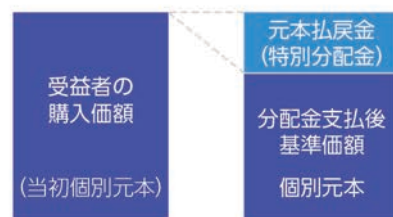
■ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

■ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



* 元本払戻金 (特別分配金) は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は **非課税扱い** となります。

■ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金	個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金)	個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは外国の債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。

価格変動リスク



〈債券〉債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。

債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。

ハイ・イールド債（投資適格未満債）は、投資適格の債券と比べ、「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。



信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。

ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。



カンントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。

新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カンントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。



為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。

ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。



流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。

市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

* 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

投資信託に関する留意点

■ ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

■ ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。

リスクの管理体制

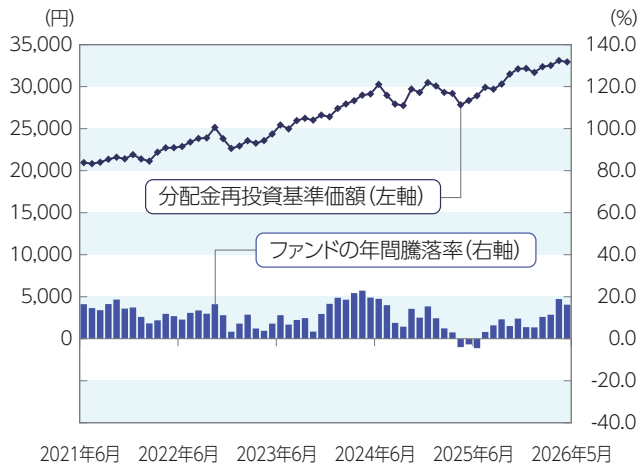
■ 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。

■ インベスコの債券運用全般に関するリスク管理部門およびコンプライアンス部門が、ファンドのパフォーマンス計測、リスク分析および投資ガイドラインの遵守状況のモニタリングを行います。委託会社の運用担当部署および運用部門から独立した管理部門は、ファンドのガイドライン遵守状況のモニタリング、ポートフォリオおよびパフォーマンス分析結果を適宜、確認できる体制としています。また、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行い、運用リスク管理委員会に報告します。

* リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。
この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

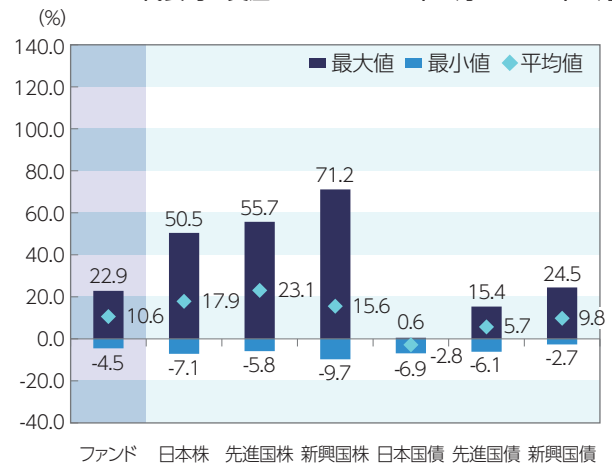
■ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2021年6月～2026年5月
代表的な資産クラス：2021年6月～2026年5月



* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

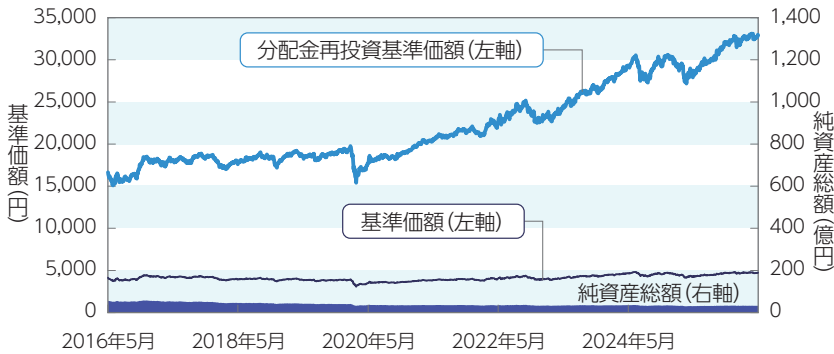
新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（過去10年）



* 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
* 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	4,739円
純資産総額	3,240百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	-0.5%
3カ月	1.8%
6カ月	2.6%
1年	16.2%
3年	35.2%
5年	60.5%
設定来	229.5%

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	22円	18円	18円	20円	20円	231円	9,365円

主要な資産の状況

■種別配分

種別名	純資産比
ハイ・イールド債	97.8%
エマージング債	0.0%
キャッシュ等	2.2%

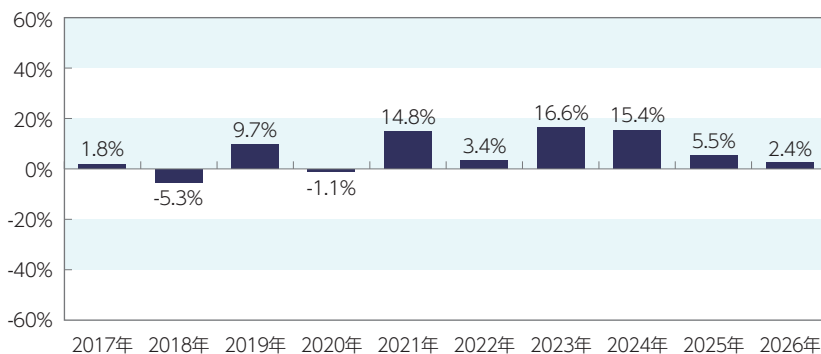
銘柄数 70

* ハイ・イールド債：高利回り社債
* エマージング債：新興国公社債
* キャッシュ等は円以外の通貨を含んでいます。

■組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日	純資産比
1	テレコム・イタリア・キャピタル	6.375%	2033/11/15	3.8%
2	ヒルトン・ワールドワイド・ファイナンス	4.875%	2027/4/1	3.7%
3	スノコ・ファイナンス	4.500%	2030/4/30	3.6%
4	ロイヤル・カリビアン・クルーズ	3.700%	2028/3/15	3.4%
5	ファーストエナジー	2.650%	2030/3/1	3.4%
6	グローバル・パートナーズ/GLPファイナンス	6.875%	2029/1/15	3.3%
7	ラマー・メディア	4.875%	2029/1/15	3.2%
8	メーシーズ・リテール・ホールディングス	4.500%	2034/12/15	3.1%
9	テネット・ヘルスケア	6.750%	2031/5/15	3.0%
10	ボードフォン・グループ	4.125%	2081/6/4	2.9%

年間収益率の推移



* ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2026年は5月末までの騰落率を表示しています。

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2コースがあります。	購入・換金 申込受付の 中止および 取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額	信託期間	無期限（設定日：1998年2月25日）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。	繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。	決算日	毎月10日 （ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額	収益分配	毎月の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 * 「自動けいぞく投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	信託金の 限度額	3,000億円
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。	公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） * 販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	運用報告書	年2回（5月、11月の決算時）および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
購 入 の 申 込 期 間	2026年8月7日から 2027年2月8日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。配当控除は適用されません。
換 金 制 限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。		

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

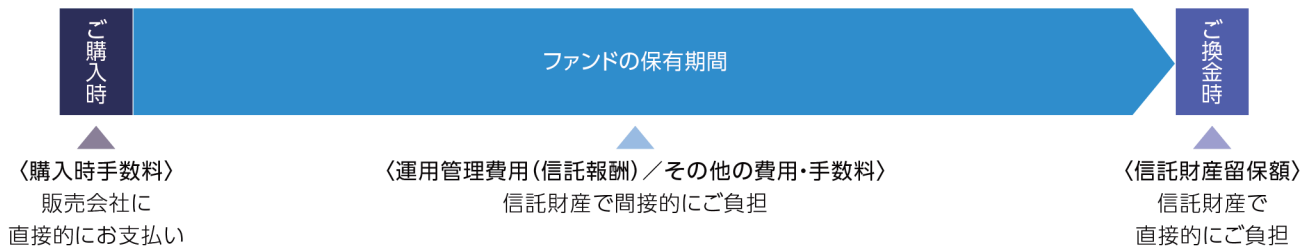
購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.30%（税抜3.00%）以内 の率を乗じて得た額 * 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	日々の投資信託財産の純資産総額に年率1.705%（税抜1.55%）を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。 信託報酬の配分は、販売会社ごとの取扱純資産残高に応じて以下の通り（税抜）とします。		
	配分先	委託会社	販売会社
	役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
	販売会社ごとの純資産総額	配分（年率）	配分（年率）
	500億円未満の場合	0.85%	0.65%
	500億円以上 1,000億円未満の場合	0.80%	0.70%
	1,000億円以上の場合	0.75%	0.75%
* 委託会社が受け取る報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬が含まれます。			
その他の費用・手数料	- 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 - 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限として、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。		

* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

各費用をご負担いただく時期



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税： 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税： 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- * 上記税率は2026年5月末現在のものです。
- * 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.79%	1.70%	0.09%

- * 対象期間は直近の運用報告書の作成期間（2025年11月11日～2026年5月11日）です。
- * 期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
- * 計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

インベスコ・アセット・マネジメント